



保護者・支援者のための
利用の仕方 Q & A

**1**

Q. 「たけまるノート」は、個人情報に関わる内容になると思うが、学校の担任などの支援者が、見たり書いたりしてもよいですか。

A. 「たけまるノート」は、持つことを希望した保護者の判断のもとで、子どもの情報を取り扱います。支援者が記入することの情報は、保護者に開示するものですので、他の支援者に子どもの情報を開示するかどうかは、保護者が決めます。

よって、保護者から「たけまるノート」を受け取った支援者は、その内容の全てを閲覧しこども達への支援に役立てると共に、保護者から依頼されたところへの記入に協力してください。

なお、「たけまるノート」のおもて表紙の裏面に、「たけまるノート」の利用についての保護者の同意自署があります。

2

Q. 保護者から記入を希望されたら必ず書かないといけないのですか。法的な義務はありますか。

A. 法的な義務はありません。

「たけまるノート」は、子どもを支援する支援者が情報を共有することで、つながりのある切れ目のない、こども達へのより良い支援をすることが目的ですので、なるべく賛同し、協力してください。

また、各支援機関で作成している、個別の支援計画（学校であれば“教育指導計画”や“教育支援計画”等、また事業所等であれば“サービス等利用計画”や“個別支援計画”等）を挟むことで、記入の代わりにするなど、なるべく手間を省く工夫をしてください。

3

Q. 支援者は、保護者に対して「たけまるノート」を持っていれば見せてほしいと言ってもいいですか。

A. 情報を開示するかは保護者の判断ですが、支援に役立てるため、ぜひ保護者に声をかけてください。

4

Q. 保護者記入欄に空欄が多い時等はどうすればよいですか。

A. 気づいた支援者が、保護者に声をかけて、一緒に記入する機会を持つなど、協力してください。

保護者がその場で思い出せないなどといった場合で、支援機関に空欄の情報がある場合は、その情報を開示して記入するなど工夫してください。

5

Q. 保護者が「たけまるノート」を紛失した場合はどうすればよいですか。

A. 再発行を希望する保護者には、「生活支援センターあすなろ」または「生駒市役所障がい福祉課」において発行します。